

公益財団法人日本健康・栄養食品協会
特定保健用食品広告審査会 設置要綱

(目的)

第1条 特定保健用食品の広告表現の適正化と向上を図り、消費者からの信頼を一層高めるため、公益財団法人日本健康・栄養食品協会（以下「当協会」という。）に特定保健用食品広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査会は、前条に定める目的達成のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特定保健用食品の広告審査と見解の作成
- (2) 不適切な広告に対する勧告
- (3) 審査報告書の発行
- (4) その他審査会の目的達成に必要な業務

(構成)

第3条 審査会は、学識経験者等の第三者委員4名以内及び当協会特定保健用食品広告部会（以下「広告部会」という。）正副部会長をもって構成する。

(委員)

第4条 第三者委員は、広告部会正副部会長が選考し、広告部会の承認を得て、理事長が委嘱する。

- 2 審査会委員長は、第三者委員の中から互選により選出する。
- 3 委員の任期は委嘱の日から同日の属する翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 任期途中で委員に欠員を生じたときは、新たな委員を補欠として選任することができる。補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 5 第三者委員に支給する報酬及び旅費については別に定める。

(審査会の開催と成立)

第5条 年2回の開催を基本とし、必要に応じて臨時審査会を開催することができる。

- 2 審査会の開催は第三者委員2名以上及び委員の半数以上をもって成立する。

(審査等)

第6条 審査等は、委員の合議に基づき決定する。

(審査指針)

第7条 「『特定保健用食品』適正広告自主基準」及び健康増進法等の関係法規を審査の指針とし、具体的な審査基準は別に定める。

(審査対象及び審査方法)

第8条 テレビ、新聞、雑誌等の広告を審査する。

- 2 審査は一定期間に出稿された当協会会員の広告を対象とし、必要に応じ、会員外の広告も対象とするものとする。

(審査素材)

第9条 審査素材は、特定保健用食品許可(承認)取得企業もしくは関連企業からの提供を基本とする。

(審査レポート)

第10条 審査の対象とした広告素材については、委員の討論に付し、問題のあるものについては見解をまとめる。

- 2 見解は、毎回審査結果レポートを作成し、必要に応じ、行政官庁、その他に対し情報提供を行う。
- 3 広告のうち、不適切と思われるものについては、見解を通知し、当該会社に改善の勧告を行う。
- 4 行政官庁から要請のあった広告については、審査会の見解をまとめ、回答する。

(事務局)

第11条 審査会の事務局は、当協会の特定保健用食品部に置く。

- 2 事務局は、運営に関する事務手続き等を掌理するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱は、理事長が定める。

(改廃)

第13条 この要綱の改廃は、審査会が協議し、理事長の承認を経て行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、審査会の合議により決定する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

改 正

この要項は、平成29年4月1日から施行する。